## 東久留米市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

#### 1 計画策定の経緯

新型インフルエンザは、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しているが、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

国は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下「特措法」という。)を平成24年5月に制定し、平成25年4月13日施行した。

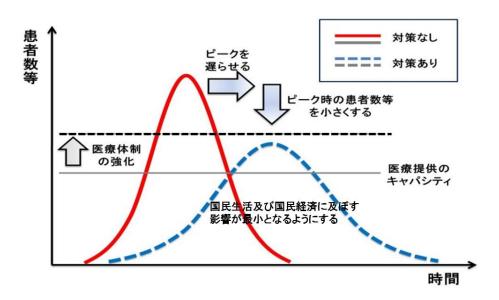
東久留米市では、特措法第8条に基づき新型インフルエンザ等対策の実施に関する行動計画を作成するものとする。これに伴い、平成21年4月に策定された東久留米市新型インフルエンザ対策行動計画・業務計画は、廃止する。

#### 2 対象となる感染症

- (1) 新型インフルエンザ…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下「感染症法」という。)第6条第7項
- (2) 新感染症 (その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの) …感染症法第6条第9項

#### 3 対策の目的

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。



出典:新型インフルエンザ等対策政府行動計画(内閣官房)

#### 4 被害想定

患者想定

1	り患割合	都民	東久留米市民
2	患者数(約 30%がり患)	3,785,000 人	34,923 人
3	流行予測による被害		
	① 外来受診者数	3,785,000 人	34,923 人
	入院患者数	291,200 人	2,687 人
	② 死亡者数	14,100 人	130 人

東京の特性を考慮し、都民の約30%がり患するものとした都の行動計画の想定を市 にあてはめ予測を行っている。

社会・経済的な影響としては、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、ピーク時(約2週間)には、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されている。

#### 5 発生段階

<新型インフルエンザ等の発生段階>

国 都・市		状態		
未発生期	未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態		
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態		
国内発生早期	国内発生早期	国内で患者が発生しているが全ての患者の接触 歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が 発生していない状態		
	都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生して いるが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追 える状態		
国内感染期	都内感染期	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が 疫学調査で追えなくなった状態		
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、 低い水準でとどまっている状態		

## ※新型インフルエンザ等緊急事態宣言

政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はおそれがあると認めるときに、特措法第32条に基づき政府が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」(以下「緊急事態宣言」)という。)を行い、必要な措置を講ずる。全国いずれかの地域で緊急事態宣言が公示されたときは、市長は直ちに、市対策本部を設置する。

#### 6 対策の主要6項目

## (1) 実施体制

- ・発生時に備えて、市は、市行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整等、 対策を推進する。
- ・発生後、市は、連絡会議や市長を本部長とする東久留米市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、庁内一体となった新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に 推進し、市民の健康被害の防止および社会機能の維持を図る。

#### (2)情報収集•提供

- ・市は、国及び都が発信する新型インフルエンザ等の予防・まん延防止に関すること や発生状況、実施される対策等について情報収集し、市民へ適切に情報を提供する。
- ・市民からの新型インフルエンザ等や生活相談等広範な内容にも対応できる相談窓口 を設置する。

## (3) まん延防止

- ・市は、咳エチケット・手洗い・うがい・マスク着用・人混みを避ける等の基本的な 感染対策を実施する。
- ・市は、都が行う「不要不急の外出自粛の要請」「施設の使用制限の要請」等の措置に 適宜協力する。

#### (4) 予防接種

- ・特定接種:市は、国のガイドラインに沿って、住民接種に先行して対象となる市職 員に対して予防接種を行う。
- ・住民接種:市は、市民に対して、原則として集団的予防接種を行う。国が決定する 優先順位に従って、順次接種を行う。

#### (5) 医療

- ・市は、都が実施する医療体制の整備等を、都の要請に基づき、適宜協力する。
- (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保
  - ・市は、市民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発 を図るとともに、生活に支障を来すおそれがある世帯(要援護者世帯)への具体的 な支援体制を準備する。
  - ・市は、要援護者への支援、関連物資の価格の安定等の対策、適切な火葬を行う。

# 発生段階ごとの市の対応

	発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期
	対策の目的	・発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。 ・関係機関等との連携のもとに早期確認に努める。	・新型インフルエンザ等の国 内侵入をできるだけ遅らせ、 都内又は市内発生の遅延と 早期発見に努める。 ・都内又は市内発生に備えて 体制の整備を行う。	・都内又は市内発生に備えて体制の整備を行う。 ・新型インフルエンザ等の発生に 係る情報収集を行う。	・感染拡大をできる限り抑える。 ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。	・健康被害を最小限に 抑える。 ・市民生活及び経済活動への影響を最小限に 抑える。	・市民生活、経済活動の回復を図り流行の第二波に備える。
対策の分野	実施体制	<ul><li>・行動計画等の策定、検</li><li>証</li><li>・関係機関等の連携構築</li></ul>	<ul><li>・行動計画等の確認</li><li>・主管課において情報共有</li><li>・その他、必要な対応</li></ul>	<ul><li>・市連絡会議の開催</li><li>・必要に応じて市対策本部の設置</li></ul>	・市対策本部の設置	・緊急事態措置等の実施	市対策本部を解散
	情報収集・ 提供	・情報収集	・市相談窓口の整備・周知・ ・都相談窓口の周知 (専門外来受診のため、新雪・状況に応じてホームページ 等により情報を提供	対応 ・受診方法等の周知の強化 型インフルエンザ相談センターを紹定	<b>→</b> 介・周知)	・市相談窓口の強化 ・受診方法の変更の周知 (直接病院へ受診)	・第一波終息等広報 ・問い合わせ内容 等とりまとめ、評価、見直し
	まん延防止	・感染対策等の啓発	・感染対策等の推奨 ・学校、福祉施設等との連携	・施設の閉鎖、行事の中止等検討・・学校等の臨時休業の検討	・感染対策等の徹底 ・学校等の臨時休業の実施 -	→ →	・感染対策の見直し、改善
	予防接種	<ul><li>・体制の構築</li><li>・近隣市等と広域な協定</li><li>締結</li></ul>	・特定接種の実施 ・住民接種の準備	ワクチンの準備ができ	・次第、速やかに予防接種を実	施する	・予防接種法第6 条第3項に基づく 予防接種
	医療	・都の対策について適宜 協力					<b></b>
	市民生活及 び地域経済 の安定の確		・要援護者等への支援の準備	・状況に応じて要援護者等への支援の実施		<b>→</b>	<ul><li>・不要な措置、対策を縮小・解除</li><li>・平常時の生活へ</li></ul>
	保	・火葬能力等の把握 ・個人、家庭での 2 週間 程度の食料品・生活必需 品等の備蓄	・埋火葬体制の整備	<u>緊急事態宣言時</u> ・物資等の価格の動向 ・埋火葬の特例実施	調査、適切な措置・要援護者を	支援対策を実施	・平吊時の生活への回復